

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年11月1日認可した。

令和6年11月12日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市大野原町萩原土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高尾地区
五郷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大盥地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北尾地区
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）岩鍋池地区